

## 兵庫県環境審議会水環境部会（令和6年度第1回） 会議録

日 時 令和6年10月2日（水）14:00～15:05

場 所 兵庫県立ひょうご女性交流館 501（Web会議併用）

### 議 事

#### (1) 審議事項

- ① 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の見直し（大腸菌数）
- ② 環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準の見直し

#### (2) 報告事項

- ① 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の見直し（六価クロム化合物）

出席者	部会長	川井 浩史	委員	阿保 勝之（Web）
	委員	池 道彦	委員	大久保規子（Web）
	委員	杉山 裕子（Web）	委員	谷口日出二
	委員	泥 俊和	特別委員	反田 實
	特別委員	突々 淳	特別委員	藤原 建紀

### 説明のため出席した者

兵庫県環境部長	菅 範昭	環境部次長	上西 琴子
環境部水大気課長	山本 竜一	その他関係職員	

### 審議事項

#### ① 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の見直し（大腸菌数）

（事務局から、資料1・2について説明）

（川井部会長）

かなり技術的に難しい話であるが、要するに、これまでの計数方法で基準を定めていたものに対して、検出する生物の種類が少なくなった、大腸菌数だけを調べられるようになったので、その両者の関係について国で調査をした結果、3割ぐらいの検出度合いになる。それを兵庫県の基準に当てはめて改正するという内容なのではないかと思う。

（大久保委員）

示された内容に異存はないが、1点質問をさせていただきたい。兵庫県内で環境基準の達成率は100%ではないが、排水の状況を見ると、それほど高い値が出

ている訳ではないという説明と理解した。そうすると、人為由来以外のものが寄与率として影響している可能性が高いということもあり得るのか。その関係を説明いただきたい。

(事務局)

10 ページに、環境基準達成状況を示している。河川について、環境基準点 32 地点のうち、達成したのが 27 地点である。残りの 5 地点は、一部の地点については、河川の上流域、環境基準の AA 類型に当てはまる地点で、環境基準を超過しているので、人為由来なのか、もしくは動物由来なのかといった議論があると考えている。

ただ、全てが上流域にあるというものではなく、揖保川であれば龍野橋、阪神地域の神崎川であれば辰巳橋といった下流域でも環境基準を超過している地点がみられるので、引き続きモニタリングして確認していきたいと考えている。動物由来が考えられる上流域だけでなく、一部下流域でも環境基準を超過している地点があるというのが、現在の状況である。

(大久保委員)

現状の理解が深まった。特に、今回の提案に異存はない。

(池委員)

この見直しについては妥当なものかと思う。ただ、大腸菌群数にしても、大腸菌数にしても、完全に人為由来のふん便汚染を示せるものでもないので、モニタリングをしっかりとっていくということが大事かと思う。逆に言うと、上流域は違ってもいいかもしれないが、現在超過しているところに対してある程度原因をみていくことが重要であり、今後そのような場所について、大腸菌数という指標の妥当性についても随時検討していただくといいと思う。コメントである。

(反田特別委員)

質問であるが、10 ページで、大腸菌数の環境基準達成状況を見ると、令和 5 年度であれば、河川より海域の達成率が低く、令和 4 年度は逆になっている。ふん便由来の汚染と考えたとき、河川より海域の達成率が低いというのは、どういうことが考えられるのか。

(事務局)

10 ページにあるように、海域では、環境基準点 15 地点のうち達成が令和 4 年度は 14 地点、令和 5 年度は 12 地点である。いずれも、大阪湾の方が達成率は低いところまではモニタリングできているが、原因まではまだ分からないという状況である。

(川井部会長)

河川と海域の環境基準値の関係はどうなっているか。つまり、海域の方が基準は厳しく、河川から入ってきた水が薄まっても基準を超過するということがあるのか。

(事務局)

8 ページに環境基準を示しているが、大腸菌数について、河川で A A 類型は 20 以下、A 類型は 300 以下、B 類型は 1,000 以下という数値である一方、海域については、水浴や自然環境保全の関係もあり、A 類型が 20 以下となっており、河川に比べると海域の方が厳しい基準が適用されている。

(川井部会長)

淀川の類型はどうなっているのか。つまり、50 倍基準が緩いところから流入していたりするのか。

(事務局)

大腸菌数について、神崎川で環境基準を超過しているのは辰巳橋であるが、ここは B 類型である。つまり、環境基準は 1,000 以下である。辰巳橋のデータは他に比べると著しく高い結果にはなっている。

(突々特別委員)

8 ページで、河川では、大腸菌数は大腸菌群数の 3 割程度で環境基準が決められているが、海域は大腸菌群数 1,000 以下に対して大腸菌数が 20 以下と、大幅に減っているのは、数値的には合っているのか。

(事務局)

海域の環境基準について、大腸菌群数は 1,000 以下に対して大腸菌数は 20 以下と、兵庫県では設定している。

国では、一般的な形として大腸菌数 300 以下という値を設定しているが、兵庫県では利用目的の適用性での自然環境保全ということで、海域の大腸菌数は 20 以下という値を設定している。それによって基準値が厳しくなっている。令和 5 年度に環境基準を超過した大阪湾の 3 地点のうち、1 地点は 300 を超えるが、残り 2 地点は 300 以下となっている。

(突々特別委員)

今の説明は、上乘せの基準が大腸菌群数のときは緩めだったのが、大腸菌数になって厳しくしたということか。

(事務局)

大腸菌数の環境基準が定められてる告示があるが、この備考の中で自然環境保全を利用目的としてるものについては基準値を 20 以下とすることができるとされており、それを採用している。大腸菌群数のときは、国の一般的な値と同じように扱っていた。

(突々特別委員)

他の自治体でも、海域については、このような上乘せを行っているのか。

(事務局)

他の自治体の状況までは把握していない。

(藤原特別委員)

8 ページで、兵庫県の海域での大腸菌数の環境基準を超過したのは、海域の A 類型であるか。

(事務局)

大腸菌数の環境基準値を定めた類型の当てはめは A 類型のみとなっているので、環境基準を超過したのも A 類型である。

(川井部会長)

この件については、自然環境保全あるいは海水浴場としての利用を考えると、海域では、ある程度厳密な基準にした方がよいということもあるかと思う。ということで、原案をお認めいただけるか。

(異議なし)

(川井部会長)

異存なければ、これについては事務局から提出された案を認めたいと考える。

## 報告事項

### ① 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準の見直し（六価クロム化合物）

(事務局から、資料 3 について説明)

(大久保委員)

単純な質問であるが、国の暫定排水基準が適用される電気めっき業について、兵庫県内の特定事業場の数はどれぐらいある、あるいは割合はどれぐらいあるのか。

(事務局)

県内の特定事業場(※兵庫県所管区域に限る。)は、14事業場である。有害物質の規制対象となる特定事業場の数は7,400程度であり、そのうち14事業場が電気めっき業である。

(大久保委員)

全体の数も教えていただき、よく分かった。

## 審議事項

### ② 環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準の見直し

(事務局から、資料4について説明)

(川井部会長)

国の基準が変わったことに合わせて、兵庫県の基準をアップデートするという内容だと理解した。

(泥委員)

今回の条例に基づく基準の見直しの中で、有害物質はそれほど問題ないのかと思うが、その他の一般項目、例えば亜鉛で、比較的規模が小さい事業場にこの亜鉛の基準が適用される、規制値が厳しくなるというのがひとつの大きなポイントだと思う。大腸菌は比較的対処しやすいものなので大丈夫だと思うが、もし小規模で、亜鉛を扱っている工場があるか分からないが、そこに対する規制値が厳しくなるということが、パブリック・コメントの中でしっかり分かるようにしていただき、意見を求めるような説明をお願いしたいと思う。意見を出される方が気づかないということがないように、よろしくをお願いしたい。

(川井部会長)

今、泥委員からいただいたご意見を踏まえて、パブリック・コメントで見落としがないようにしていただくということを条件に、この案で部会としては了承したいと思う。

## 審議事項

### 工場等に対する排水規制の見直し(パブリック・コメント(案))

(事務局から、資料5について説明)

(川井部会長)

先ほどの泥委員のご意見をどういう形で反映するのがいいか、ご意見を伺いたい。

(泥委員)

関係するのは6・7ページのところだと思うので、一般項目の基準は排水量の多い少ないに関わらず適用されるということを欄外にでも、注意書きをしていたらと思うが、どうか。

(事務局)

7ページのところで、「※」で注釈を付記する形で対応させていただきたいと思う。それと、6・7ページの表に記載している順番は、施行された新しいものから記載している。特にNo.7の「亜鉛含有量」を目立つようにということであれば、上の方に移動し、No.2の「六価クロム化合物」の下に記載するといった対応をしてもいいかと思う。

(川井部会長)

あるいは、一般項目と健康項目の括りで示すことは難しいか。

(事務局)

それも対応可能である。一般項目と健康項目でまとめる。

(川井部会長)

そうすると、No.1の「大腸菌数」の直下に「亜鉛含有量」が載る。

(事務局)

No.1の「大腸菌数」の下に「亜鉛含有量」を記載する形で対応させていただきたい。

(川井部会長)

それでよろしいか。

(泥委員)

はい。

(川井部会長)

そのような修正をお願いしたい。それではこの件も、これでお認めいただいたということで、進めていただきたい。